

駿河台大学心理カウンセリングセンター料金規程

平成21年 4月 1日制定
令和 元年 5月23日最近改正

(目的)

第1条 この規程は、駿河台大学心理カウンセリングセンター規程第6条第2項に基づき、心理カウンセリングセンター（以下、「センター」という。）が行う心理相談の料金について定めることを目的とする。

(心理相談料)

第2条 センターが行う心理相談料は、別表のとおりとする。

(徴収)

第3条 心理相談料は、相談の都度徴収するものとする。

2 センターの側の事情以外の理由で、予定の相談を実施しないこととなった場合は、原則として前日までに来所できない旨の連絡がない限り、所定の料金を徴収するものとする。

(不返還)

第4条 徴収済みの心理相談料は、原則として返還しない。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

平成21年12月10日一部改正。ただし、学内関係者に係る料金については、平成21年10月1日から適用する。

平成26年4月1日一部改正。

令和元年10月1日一部改正。

別表

相談の種類	単 位	料 金
初回相談（個人・夫婦・母子並行）	1回	2,200円
初回相談（集団）＊1人当たり	1回	1,100円
継続相談（個人・夫婦・母子並行）	1回	1,100円
継続相談（集団）＊1人当たり	1回	550円
心理検査（質問紙検査）	1種類	1,100円
心理検査（投影法検査・知能検査）	1種類	2,200円
コンサルテーション	1回	5,500円
スーパービジョン	1回	11,000円
学内関係者の相談・検査	1ケース	550円

＊集団の料金は、3人以上の集団における1人当たりの料金。